

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第147号

注文した覚えがないマスクが届いた！

「マスクを送ると書かれたはがきが届いたがどうすればよいか」、「注文した覚えがないマスクが送り付けられてきた」といった新型コロナウイルスの感染拡大関連の相談が県内の消費生活相談窓口によく寄せられています。

【県内事例①】

「5日以内に、30枚で2,400円のマスクを送る」と書かれたはがきが届いたが、マスクは十分あるので不要だし、注文もしていない。マスクが届いたらどうすればよいか。

(80代 男性)

【県内事例②】

主人あてに、「商品名 マスク」と記載された箱が宅急便で届いたので受け取ったが、後で家族に確認したら誰も注文しておらず代金も支払っていなかった。後日請求が来ても困るので開封はしたくないし、知らない業者なので電話するのも嫌だが、どうしたらよいか。

(契約当事者：60代 男性)

【県内事例③】

注文した覚えがないマスク50枚が外国から届いた。家族に確認したが誰も注文した覚えがない。請求書は同封されておらず、送付元の記載がなかった。今後、どのように対応すればよいか。

(60代 女性)

アドバイス

1. 注文した覚えがない場合は、友人・親族等にも心当たりがないか等よく確認したうえで、受け取りを拒否するか、若しくは14日間保管し、その間に業者から連絡があった場合は返品し、連絡がない場合は処分することができます。
2. 業者から後払い請求書が届いたら、注文していないことを主張し料金を支払わないようにしましょう。また、クレジットカードの利用明細を確認し、覚えのない請求が上がっていないか確認しましょう。
3. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



注文していない商品が届いたが、どうすれば良いかな？

©KANAGAWA2013